

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年(2015年) 2 月 2 6 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例

(町田市教育委員会教育長の給料及び旅費等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 町田市教育委員会教育長の給料及び旅費等の給与に関する条例（昭和33年
2月町田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

町田市教育委員会教育長の給与等に関する条例

第1条中「および」を「及び」に、「ならびに」を「及び」に改め、「支給方法」
の次に「並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第16
2号）第11条第5項の規定に基づく職務に専念する義務の特例」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

第7条 教育長は、あらかじめ町田市教育委員会の承認を得て、その職務に専念す
る義務を免除されることができる。

2 前項に定めるもののほか、教育長の職務に専念する義務の特例については、職
員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和35年12月町田市条例第2
5号）の適用を受ける職員の例による。

(スポーツ及び文化に係る事務の管理及び執行に関する条例の一部改正)

第2条 スポーツ及び文化に係る事務の管理及び執行に関する条例（平成19年12
月町田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

本則中「第24条の2」を「第23条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法
律第76号）附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の町

田市教育委員会教育長の給与等に関する条例第7条の規定は適用しない。

町田市教育委員会教育長の給料及び旅費等の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>町田市教育委員会教育長の給与等に関する条例</u></p> <p>第1条 <u>教育長の受ける給与及び旅費の額及びその支給方法並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第5項の規定に基づく職務に専念する義務の特例は、この条例の定めるところによる。</u></p> <p>第7条 <u>教育長は、あらかじめ町田市教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。</u></p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、教育長の職務に専念する義務の特例については、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和35年12月町田市条例第25号)の適用を受ける職員の例による。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>町田市教育委員会教育長の給料及び旅費等の給与に関する条例</u></p> <p>第1条 <u>教育長の受ける給与および旅費の額ならびにその支給方法は、この条例の定めるところによる。</u></p>

スポーツ及び文化に係る事務の管理及び執行に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>市長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第23条</u>の規定に基づき、スポーツ（学校における体育に関することを除く。）及び文化（文化財の保護に関することを除く。）に関する事務を管理し、及び執行する。</p>	<p>市長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第24条の2</u>の規定に基づき、スポーツ（学校における体育に関することを除く。）及び文化（文化財の保護に関することを除く。）に関する事務を管理し、及び執行する。</p>